

大和市障害者自立支援センター 指定管理者

募 集 要 項

(指定管理期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日)

大和市 あんしん福祉部
障がい福祉課

1 はじめに

大和市障害者自立支援センター（以下「支援センター」という。）は、主に障がい者に対する相談支援及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号 以下「法」という。）に基づく就労移行支援事業を行う施設として大和市が設置する施設です。

支援センターの前身は、昭和28年に市が設置した大和市共同授産センターで、授産業務及び、就労に関する相談、就労の場の開拓、就労後のフォローアップなどを行ってきました。

平成18年からは、現在の場所に、新たに支援センターとして施設を開所しました。また、民間事業者等の知識・能力・経験を活用し、質の高いサービスを安定して提供しながらも、効率的に運営を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244の2第3項の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行うことで、障がいの種別や相談内容にとらわれない相談支援や就労訓練支援、市内の障がい者施設との連携などを行っています。また、平成19年4月からは、法の施行に伴い、就労訓練支援を就労移行支援事業に移行するとともに、大和市障害者自立支援協議会の事務局としての機能も担っています。

このたび、令和8年3月31日をもって、現指定管理者の指定期間が満了することから、次期指定管理者を公募いたします。

2 管理運営の考え方

大和市障がい者福祉計画（計画期間：令和7年度から令和11年度）では、「一人ひとりが地域とつながり、『私』らしく生活しているまち」という基本理念に基づき各種事業への取り組み方針を定めています。支援センターの事業に関わる計画の方針は次のとおり示されています。

- ・「ライフステージに応じた生活支援」という方針に対する取り組み例に支援センターの相談支援事業と就労移行支援事業が位置づけられています。
- ・「地域生活の基盤づくり・社会的な壁のない環境づくり」という方針に対する取り組み例のひとつに障害者自立支援協議会が位置づけられています。

これらの方針に基づき、支援センターは、障がいのある方の就労に関する相談支援や訓練、指導や就労先の開拓、就労後の支援などと合わせて、地域で自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、その人の能力、適性に応じた福祉サービスの利用支援、情報提供や権利擁護の問題等の解決のための総合的相談支援を行います。

また、障がいのある方の地域生活での総合的支援の観点から障害者自立支援協議会を主催し、福祉サービス事業所、学校、医療機関や地域の市民団体や福祉活動団体等との連携を図り、地域福祉に関する諸課題の解決に向けて取り組みます。

3 施設の概要

(1) 名称

大和市障害者自立支援センター

(2) 所在地

大和市鶴間一丁目19番3号

(3) 敷地及び建物

敷地	935㎡
施設設備	軽量鉄骨造平屋建 約500㎡ 相談室、作業室、社会適応訓練兼日常生活訓練室、食堂、地域交流スペース、ミーティングルーム、事務室、敷地内駐車（4台）ほか
駐車場	264.77㎡（鶴間一丁目3071番34） 駐車台数約10台

(4) 設置目的

障がい者を有する者一人ひとりが個人として尊重され、その有する能力及び適性に応じ、地域での日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自らの意思と責任に基づいた自己決定と社会参加の支援を図るための福祉施設を設置する。（大和市障害者自立支援センター条例（以下、「条例」という。） 第1条）

(5) 開館時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時15分

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

(6) 休館日

休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までです。

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て休館日を変更することができます。

4 指定管理にあたっての条件

(1) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲

(ア) 就労移行支援事業

- ①法第5条第13項に規定する就労移行支援として、一般就労などに向けた、支援センター内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行ってください。
- ②障害者手帳を取得する見込みの方など法の訓練等給付の対象とならない方を対象とし、就労移行支援と同様の事業を実施してください。
- ③必要に応じて、検品・仕上げ等の作業工程のサポートをしていただく就労訓練パートナーを活用してください。難しい仕事の受注や大量受注が可能になることや、作業の幅が広がるなどの効果が期待できます。また、障がい者と就労訓練パートナーと一緒に作業を行うことで、就労先に近い環境設定ができます。

(イ)相談支援事業

①相談

法第5条第18項及び法第77条第1項第3号に規定される相談支援事業を市内に在住する障がい児者及びその家族などを対象として行ってください。特に、就労援助を重点的に行ってください。

○就労相談：相談、情報提供、職場開拓、フォローアップ、啓発、関係機関との連絡調整など

○生活相談：相談、関係機関との連絡調整など

(参考) 就労相談等実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就労相談数	1,368 件	834 件	1,289 件
就労者数	25 人	21 人	17 人

②連携

障害福祉サービスの質的向上を目指し、市内の障がい者施設及び障害福祉サービス提供事業所等への情報提供や連絡・調整を行ってください。

③大和市障害者自立支援協議会

大和市障害者自立支援協議会に事業所として参加するとともに、協議会の事務局として会議の主催などを行ってください。

(ウ)施設の維持・管理

施設利用者が安全かつ快適に過ごせるように施設の維持・管理・環境美化に努めてください。

①清掃に関する業務

②設備の保守点検に関する業務

③施設警備に関する業務

④建物及び設備関係の技術的点検確認（建築基準法第12条に基づく法定点検含む）

⑤施設修繕（指定管理者が行わなくてはならない修繕の範囲は、リスク分担のとおり）

(エ)支援センターの利用の承認に関する業務

(オ)その他、市長が必要と認める業務

※業務について、指定期間中に制度改正等があった場合には、協議のうえ対応するものとします。

(3) 職員の配置

以下の人員を最低基準とし、職員を配置してください。

部門	職	人数	備考
管理部門	センター長（常勤）	1人	就労移行支援事業及び、相談支援事業の管理者を兼ねられるものとします。 ただし、その場合においては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると市長が認めた者を配置することとします。
就労移行支援事業	法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準に従い人員を配置してください。		
就労移行支援事業 （訓練等給付対象外）	職業指導員または生活支援員（非常勤）	1人	
相談支援事業	相談員（常勤）	4人	法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に準拠した人員を配置し、かつ、下記の人員以上を配置すること。 ・相談支援専門員の資格を持つ者2名（うち1名は併せて精神保健福祉士の国家資格を持つ者とする） ・相談支援専門員、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を持つ者又は同等の能力があると市長が認める者2名 ・当該業務の運営に支障がない範囲で、就労移行支援事業の業務を兼ねられるものとします。
	自立支援協議会事務局担当者（常勤）	1人	相談員に準じた人員を配置してください。また、事務員を兼ねられるものとします。

(4) モニタリングの実施

市は、当該施設の円滑な運営を確保し、指定管理業務の実施状況を把握するため定期または随時にモニタリングを実施します。指定管理者が仕様書等に定める管理の基準を満たしていないと認めるときは、市は改善勧告を行い、指定管理者がこれに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。また、市の監査委員が必要と認めるときなどは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

指定管理者は、施設の管理運営が施設の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、定期的に点検し、自己評価を行うとともに、指定期間中に「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の認証を受けた第三者評価機関による評価を定期的に受検してください。

(5) 指定管理料

指定管理に要する費用は、訓練等給付、計画相談支援給付、条例第21条に規定する利用料金及び市からの指定管理料を基本とします。指定管理料は、令和8年度から令和12年度まで同額です。

募集にあたり、市が提示する指定管理料の年度上限額は、39,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）です。これは、上限額ですので、団体の独自の経営判断による指定管理料を収支予算書において提示してください。上記金額を超えた額を提案すると失格となりますのでご注意ください。

指定管理料は、センター長及び訓練等給付の対象とならない方を対象とした就労移行支援事業、計画相談支援給付の対象とならない方を対象とした相談支援事業、それらの事業の実施に係る人件費及び事務費（光熱水費、委託料等）として算出しています。

なお、指定管理料は、協定書や仕様書の変更、改修工事等に伴う休館などにより協議の上、変更する場合があります。

(6) 余剰金の取扱い

指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した余剰金は、指定管理者に帰属するものとします。

(7) 委託の制限

指定管理者は、管理業務を一括して他に委託し、また請け負わせることはできません。ただし次の業務については、委託することが可能です。

- ①日常・定期清掃
- ②設備保守点検
- ③施設警備
- ④建物及び設備関係の技術的点検確認
- ⑤あらかじめ市長の承認を得た業務

(8) 業務の引継ぎ

(ア) 引継ぎ体制

事業の引継ぎは、市議会の議決後に現指定管理者と次期指定管理者、市との3者による協議を行い、協議終了後から協定を締結するまでの令和8年1月5日から令和8年3月31日の間に行い、完了するものとします。なお、引継ぎに係る費用は現指定管理者と次期指定管理者の双方で負担するものとします。

また、現在支援センターを利用している者の継続利用を尊重してください。

(イ) 人員の引継ぎ

事業の継続性を確保するため、現指定管理者に雇用されている職員の雇用に努めてください。

(9) リスク分担

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価にかかる変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの		協議
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの		協議
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	事業に対する苦情、反対、訴訟、要望	○	△
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、反対、訴訟、要望への対応	△	○
	地域との協調		○
法令等の変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更		協議
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
	相談業務において人員配置体制に基づく加算を受ける場合		協議
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等		協議
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当たり10万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修理費）		○
	経年劣化によるもの（乙の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり10万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修理費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外の修繕		協議
利用者及び第三者に対する賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合及び、自主事業により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合		協議
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合		協議
需要変動	利用者の増減に伴う指定管理者の収益の増減		○
	ただし、運営に影響を及ぼす利用者減少で管理者の責めに帰すことのできないもの		協議
情報の保護	指定管理者が知り得た情報の漏えい		○

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
指定期間満了時等の費用	指定管理業務の期間が終了した場合または期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継ぎに係る費用		○
利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅延・中止	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○

(10) その他

(ア)社会福祉法、児童福祉法、発達障害者支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律など業務の実施に関連する法令等は全て順守してください。

(イ)管理運営業務におけるリスク分担に備えて、指定管理者の費用負担により、施設賠償責任保険に加入してください（てん補限度額 対人1名3千万円、1事故3億円、対物 1事故500万円以上）。また、作業等を請負う際の預かり物品が損傷した場合の損害賠償が可能な保険に加入してください。

(ウ)現指定管理者が他の機関等と契約や協定を締結し実施している事業について継続をしてください。

(社) 日本オストミー協会神奈川支部と現指定管理者が協定を締結し実施しているストーマ用装具の保管事業

(エ)施設内に自動販売機を設置した場合、収入は指定管理者の収入とはなりません。また、自動販売機に関するトラブル（釣り銭切れ、機械の故障破損による設置業者への連絡等、空き缶・空き瓶への対応）や、販売物搬入に対する支援等については、自動販売機の設置業者と指定管理者との間で協議していただくことになります。

(オ)災害発生時の他施設の状況等により、施設を地域防災計画に基づく応急対策活動拠点として利用する要請があったときは、指定管理者は要請内容の運営支援業務にあたるよう努めることとします。

5 申込の手続き

(1) 応募資格

(ア) 団体またはその代表者が次の事項に該当しないこと。

- ①法律行為を行う能力を有しない者であること
- ②破産者で復権を得ない者であること
- ③国税又は地方税等を滞納している者であること
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること
- ⑤指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触する者で

あること

- ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者であること
- ⑦大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること
- ⑧地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は、団体の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること
- ⑩大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
- ⑪2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）
- ⑫共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること、又は応募時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと

（2）提出書類

次のものを提出してください。なお、追加資料の提出を求めることがあります。

提出部数は、正本1部、副本15部です。

提出書類作成に当たっては、審査項目に留意して作成してください。

- (ア) 指定管理者指定申込書（様式1）
- (イ) 指定管理者指定申込みに係る誓約書（様式2）
- (ウ) 理事、評議員及び役員等名簿（様式3）
- (エ) 申込み団体の概要
- (オ) 事業計画
- (カ) 大和市障害者自立支援センターに関わる収支予算書
 - ※（エ）～（カ）については、別紙参照
- (キ) 申込み団体の財産目録
- (ク) 現在事項全部証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
- (ケ) 定款、規約又は寄付行為
- (コ) 申込み団体の令和7年度収支予算書・事業計画書
- (サ) 申込み団体の令和6年度収支決算書・事業報告書
- (シ) 理事、評議員または役員の名簿及び理事または役員の経歴
- (ス) 直近3年間の監査結果資料（内部監査・外部監査・第三者評価）
- (セ) 納税証明書または未納のないことの証明書
 - ①国税：法人税、消費税及び地方消費税
 - ②都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税
 - ③市町村税：法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税
 - ※課税されていない場合は、その理由を提出してください（様式自由）。
 - ※大和市分に関しては、指定管理者指定申込みに係る誓約書により『納付状況を確認することに同意』していただき、市が直接確認するため証明書の提出は不要です。
- (ソ) 申込み団体の概要が分るもの（パンフレット等）
- (タ) 共同事業体の場合、共同 事業体協定書 又は組合契約書の写し

(3) 提出方法

(ア) 提出期間

令和7年8月1日（金）～令和7年9月19日（金）

ただし、ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 昭和23年法律第178号に規定する休日を除く

(イ) 提出締切

令和7年9月19日（金）午後5時

(ウ) 提出場所

障がい福祉課（大和市保健福祉センター5階）

(4) 応募者説明会

令和7年8月18日（月） 午後 1時 30分から

場所 大和市障害者自立支援センター

※4日前までに障がい福祉課へ電話でお申し込みください。

(5) 質問の受付

質問は説明会のほか、下記の期間に限り問い合わせフォームでも受け付けます。なお、質問と回答の概要をホームページで公開します。

受付期間 令和7年8月1日（金）～ 8月22日（金）必着

回答期日 令和7年8月29日（金）

6 選定等の基準

(1) 選定方法

大和市障害者自立支援センターの指定管理者選定委員会において候補者を選定し、市長が決定します。

(2) 選定の基準

条例第10条に基づき、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

- ①支援センターを利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②支援センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- ③支援センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④支援センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- ⑤その他市長が別に定める基準

(3) 審査会

指定管理者の候補者の審査は、大和市障害者自立支援センターの指定管理者選定委員会が行います。

日時：令和7年10月6日（月） 午前10時から

場所：大和市保健福祉センター 5階 501会議室

企画提案説明：申込団体による企画提案説明（プレゼンテーション）

1団体 説明時間20分以内 出席者3人まで

※審査会は公開します。ただし、審議過程については非公開とします。

(4) 選定結果の通知

各団体あてに 令和7年10月31日（金）までに通知します。

7 指定管理者の指定

(1) 指定

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項による議会の議決を経た後、市長が指定します。

(2) 指定日

令和8年4月1日

(3) 協定の締結

指定期間、管理業務、指定管理料等について協定を締結します。

8 スケジュール

日 程 (予定)	内 容
令和7年	
8月1日から9月19日まで	募集要項配布及び申込み受付
8月18日	応募者説明会
8月1日から8月22日まで	問い合わせフォームによる質問受付
10月6日	選定審査会及び企画提案説明
10月31日まで	選定結果の通知
12月	指定に関する議会の議決・協定書作成
令和8年	
1月5日～3月31日	引継ぎ（現・次期指定管理者、市による協議後）
4月1日	指定管理者の指定

(様式1)

指定管理者指定申込書

年 月 日

大 和 市 長 あて

申込者 所在地

団体名

代表者氏名

大和市障害者自立支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申込みます。

<添付書類>

(ア)指定管理者指定申込みに係る誓約書(様式2)

(イ)申込み団体の概要

(ウ)事業計画

(エ)大和市障害者自立支援センターに関わる収支予算書

(オ)申込み団体の財産目録

(カ)現在事項全部証明書(申し込み前6か月以内)

(キ)定款、寄付行為または規約(最新のもの)

(ク)申込み団体の令和7年度収支予算書・事業計画書

(ケ)申込み団体の令和6年度収支決算書・事業報告書

(コ)理事、評議員または役員の名簿及び理事または役員の経歴

(サ)監査結果資料(内部監査・外部監査・第三者評価)

(シ)納税証明書または未納のないことの証明書

①国税:法人税、消費税及び地方消費税

②都道府県税:法人都道府県民税、法人事業税

③市町村税:法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税

※課税されていない場合は、その理由を提出してください(様式自由)。

※大和市分に関しては、指定管理者指定申込みに係る誓約書により『納付状況を確認することに同意』していただき、市が直接確認するため証明書の提出は不要です。

(ス)申込み団体の概要が分るもの(パンフレット等)

(様式2)

指定管理者指定申込みに係る誓約書

年 月 日

大和市長 あて

申込者 所在地
団体名
代表者氏名

大和市障害者自立支援センターの指定管理者の申込みに際し、下記を誓約するとともに市による市税等の納付状況の確認についても同意します。

なお、当該宣誓に違反があった場合には、申込み者がそれまでに費やした費用を賠償することなく、市が申込みを一方的に破棄する権利を有することに同意します。

1. 団体またはその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者であること
 - ②破産者で復権を得ない者であること
 - ③国税及び地方税等を滞納している者であること
 - ④会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること
 - ⑤指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触する者であること
 - ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者であること
 - ⑦大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること
 - ⑧地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること
 - ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は、団体の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること
 - ⑩大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であること
 - ⑪2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）
 - ⑫共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること
2. 共同事業体の場合には、応募時に「共同事業体協定書」を提出できること、又は選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができること。
3. 指定管理者の選定に関して、自らを選定させるまたは他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員に接触しないこと。
4. 応募書類に虚偽の記載がないこと。

(様式3)

年 月 日

大和市長 あて

申込者 所在地
団体名
代表者氏名

理事、評議員及び役員等名簿

大和市が行っている指定管理者からの暴力団排除の取組みについて承知するとともに、警察署に対する照会及び通知に関し同意いたします。

商号又は名称										
所在地										
役職名	氏 名				生年月日				性別	住 所
	か		漢字		元号	年	月	日		
備 考										

備考1 かは半角で、元号はM、T、S、Hで、年月日はそれぞれ二桁で記入すること。

備考2 性別は、M（男）、F（女）のいずれかで記入すること。

備考3 欄内に収まらない場合は、必要部数を作成し、提出すること。

< 申込み団体の概要 >

- ・ 次の各項目について作成してください。
- ・ 必要に応じパンフレットなどを添付してください。
- ・ 各項目に当てはまらないことがある場合には、最後に「その他」として記載してください。

1. 団体の名称
2. 所在地
3. 代表者
4. 基本財産
5. 設立年月日
6. 従業員数
7. 事業の概要
8. 応募の理由・運営に対する思い

< 事業計画 >

- ・ 1-1 から 4-2 までの順番で各項目に沿って作成してください。
- ・ 評価表に記入してある「視点」に従って記入してください。
- ・ 全体を通じて、総合的に特筆すべき事項等、評価すべきことについて、「5 全体的な評価」に記入してください。

1 支援センターを利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

基本姿勢

- 1-1 支援センターを運営するにあたっての基本的な考え方
- 1-2 人権についての考え
- 1-3 虐待防止についての考え方
- 1-4 苦情、要望等の対応体制
- 1-5 職員の意見の事業への反映

評価の実施

- 1-6 自己や第三者などによる評価の実施

引き継ぎの体制

- 1-7 前指定管理者の利用者の引継ぎ
- 1-8 前指定管理者との引き継ぎの人員体制

就労移行支援事業への取り組み

- 1-9 就労移行支援事業の実施について
- 1-10 就労支援の取り組み実績

相談支援事業への取り組み

- 1-11 相談支援事業の実施について
- 1-12 相談支援の取り組み実績
- 1-13 自立支援協議会の取り組み

2 支援センターの効用を最大限に発揮するものであること。

自主事業の実施

2-1 自立支援センターの機能を生かした効果的な自主事業の実施

地域との連携

2-2 ボランティアの受け入れや行事の実施を通じた地域との交流

3 支援センターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

緊急時の対応

3-1 災害発生時の対応（マニュアルの作成等）

3-2 事故防止のための取り組み、リスクへの対応能力

事業の収支

3-3 指定管理業務及び指定管理以外の業務の収支計画

経費削減

3-4 経費削減の取り組み

個人情報保護

3-5 個人情報保護についての取り組み

開かれた運営

3-6 ホームページ等を利用した情報の公開

環境への取り組み

3-7 環境への取り組み

4 支援センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

人員の配置

4-1 職員配置

団体の状況

4-2 団体の経営状況

＜大和市障害者自立支援センターに関わる収支予算書＞

- ・ 次の表を参考に収支予算書を作成し、記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。
- ・ 生産活動や自主事業に係る収支は記入しないでください。
- ・ 施設内に自動販売機を設置した場合、自動販売機に関する収入は指定管理者の収入とはなりませんので、収入に算入しないでください。

(単位：円)

収入見込	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
相談支援事業					
計画相談支援給付費					
就労移行支援事業					
訓練等給付					
利用者負担金					
その他					
収入見込合計①					

支出見込	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
相談支援事業					
人件費					
事業費					
事務費					
その他					
就労移行支援事業					
人件費					
事業費					
事務費					
その他					
支出見込額合計②					

見込収支差額①－②					
提案指定管理料③					
「①－②＋③」の金額					

(参考資料)

大和市障害者自立支援協議会の概要

大和市障害者自立支援協議会は、大和市に居住する障がい者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができるよう、委員相互に情報を共有し、地域の問題解決を目指しています。

[会議構成]

- (1) 定例会：相談事業者からの活動報告が主題。地域ニーズが集約される立場にある相談事業者の活動報告を中心に、行政や地域の情報を、当事者団体を交え関係者が共有する場。
- (2) 部会：課題にあわせた部会。現在は児童部会、地域生活支援部会、医療・福祉連携部会、障がい者減災対策部会。
- (3) 事務局会議：個別の支援会議や相談事業者の活動を通じて把握した情報等から、地域の情報・課題を集約し、整理・分析する。
- (4) 個別支援会議：相談支援事業の相談員による相談・個別支援会議の実績の集約や分析、課題検討の場。事務局会議へとつなげていく。

[構成]

相談支援事業者、行政、福祉サービス事業者、学校、当事者団体など

お問い合わせ先

大和市 あんしん福祉部 障がい福祉課

大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター 5階

電話 (046) 260-5667 FAX (046) 262-0999

電子メール fu_shoug@city.yamato.lg.jp